

表紙：イラスト『みどりのネットワークを形成する環境のまち』

豊島区 みどりの 基本計画

令和5年3月

(素案)



デザイン
イラスト
制作中

区長コメント

豊島区みどりの基本計画 目次

1 計画策定の考え方——04

- 1-1 計画の目的 04
- 1-2 みどりの基本計画とは 05
- 1-3 計画の対象範囲 06
- 1-4 計画の期間 08

2 豊島区のみどりの課題——08

- 2-1 みどりを取りまく課題 10
- 2-2 改定の主な視点 12

3 みどりの将来像と基本目標——14

- 3-1 基本理念 14
- 3-2 みどりの将来像 16
- 3-3 計画の体系 18
- 3-4 計画の目標 19
- 3-5 基本方針 29

4 計画推進に向けた施策——38

- 4-1 施策体系 38
- 4-2 施策 48
 - [基本方針1]
みどりのネットワークをつくる 42
 - [基本方針2]
身近にふれあえるみどりを広げる 46
 - [基本方針3]
みんなでみどりを育み、大切さを伝える 50
 - [基本方針4]
拠点となるみどりを増やし活用する 52
 - [基本方針5]
地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる 55

5 地域別方針——60

- 5-1 駒込地域 62
- 5-2 巣鴨・西巣鴨地域 64
- 5-3 大塚地域 66
- 5-4 池袋本町・上池袋地域 68
- 5-5 池袋東地域 70
- 5-6 池袋西地域 72
- 5-7 雑司が谷地域 74
- 5-8 高田地域 76
- 5-9 目白地域 78
- 5-10 高松・要町・千川地域 80
- 5-11 長崎・千早地域 82
- 5-12 南長崎地域 84

6 計画の推進に向けて——88

- 6-1 各主体の役割と連携 88
- 6-2 計画の進行管理 90

【コラム】

- グリーンインフラとは 30
- インクルーシブとは 30
- 街路樹の役割 43
- 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくり
～ウォークアブルなまちなかづくり～ 44
- 「みどりの縁むすび」 43
- 壁面緑化のすすめ 48
- 市民緑地認定制度とは 55

資料編——93

- 1 豊島区みどりの基本計画策定の経緯 93
- 2 現行計画の施策の進捗状況
(平成27年度から令和3年度末まで) 95
- 3 新たな施策・取組の実現までの期間 98
- 4 豊島区の概要 99
- 5 豊島区のみどりの現状 107
- 6 用語の説明 123

1

計画策定の考え方

1-1 計画策定の考え方 計画の目的

みどりの基本計画は都市緑地法に基づいて、豊島区の特性と独自性を活かした、緑地の保全と緑化の推進について定めたみどりの総合的な計画です。

区では平成4年に「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定後、平成6年の都市緑地保全法改正による「緑の基本計画」制度の創設に伴い、平成13年に法定計画として「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定しました。その後、平成23年には「豊島区みどりの基本計画」に計画名を改めました。平成28年での改定では、少子高齢化の進展に伴う公園緑地の対応、ヒートアイランド現象の対策、都市の防災性の確保、都市景観の形成、生物多様性の保全、幅広い区民参加によるまちづくりなど、様々なみどりのまちづくりに取り組んできたところです。平成23年の計画策定から10年が経過し、この間の平成29年に改正された都市緑地法及び都市公園

法の改正内容の反映が求められます。また、令和2年には内閣府より「SDGs 未来都市」に選定され、「公園を核にしたまちづくり」が「自治体 SDGs モデル事業」に選定されました。今後も SDGs の新しいモデルとなる持続可能なまちづくりとともに、区が目指す都市像「国際アート・カルチャー都市」として、“多様性を活かしたまちづくり”“出会いが生まれる劇場空間”“世界とつながり人々が集まるまち”を実現し、人中心の居心地がよくウォーカブルなまちづくりを推進していく必要があります。

今回の計画改定では最新の区内のみどりの現況をもとに、これまでの動向と区民のニーズの変化を踏まえ、公園分野をリードする豊島区として、誰もが快適に過ごすことができライフスタイルに潤いを与える、みどりの量・質ともに豊かなまちづくりを推進することを目的とします。

人中心の居心地がよく
ウォーカブルなまちづくり



1-2 計画策定の考え方 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の保全と創出及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために、その将来像、目標、施策などを策定するものです。

豊島区アート・カルチャー都市構想



計画の位置付け

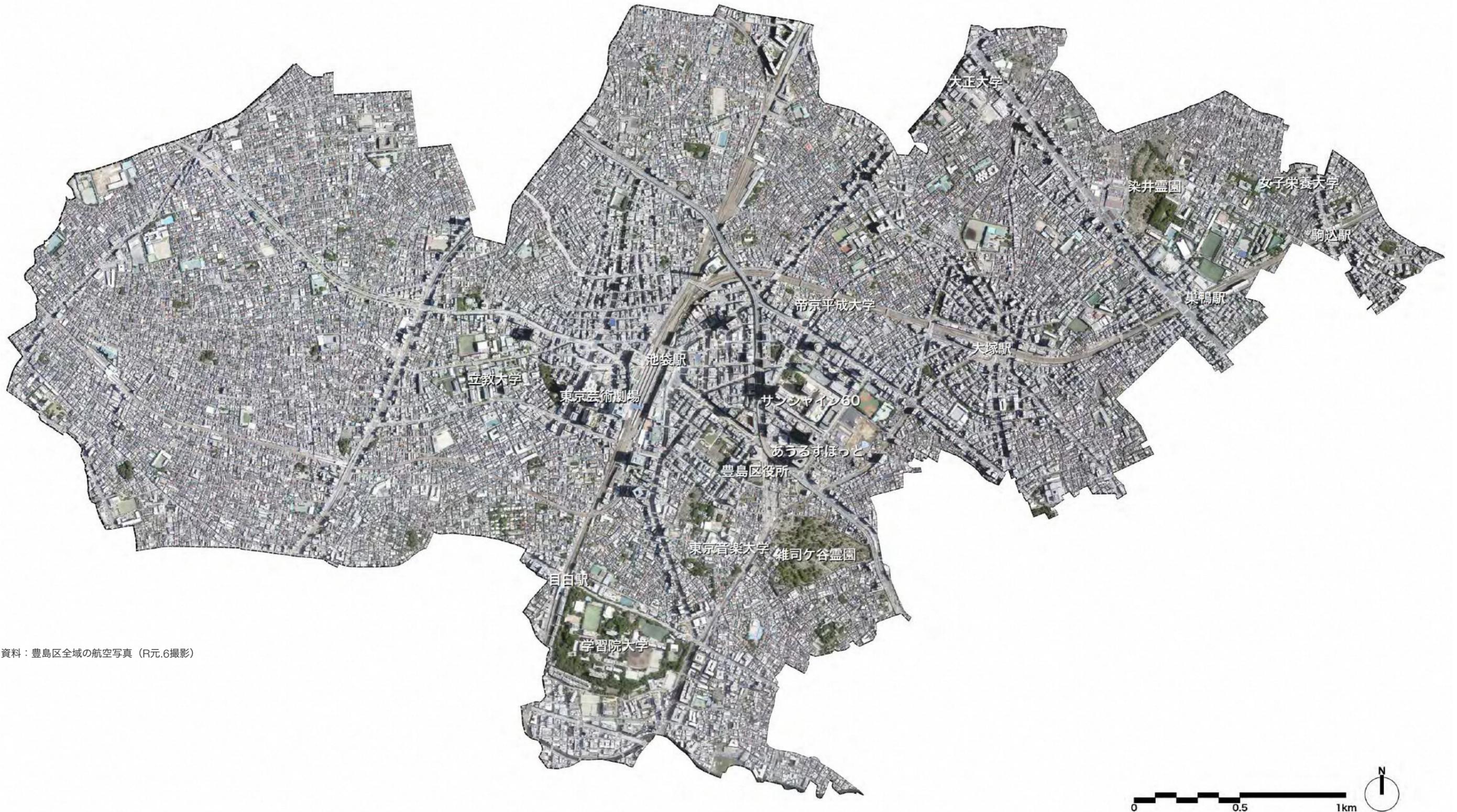


1-3

計画策定の考え方

計画の対象範囲

緑を保全し創出していくためには、公有地・民有地を問わず、あらゆる空間で緑化を推進していくことが必要です。このため、本計画は豊島区全域を計画の対象区域とし、公園、道路、学校をはじめとする公共施設と民有地でのあらゆる緑化可能空間で緑化の推進を図ることを、計画の内容とします。



資料：豊島区全域の航空写真（R元.6撮影）

1-4 計画策定の考え方 計画の期間

「豊島区みどりの基本計画」は、区全体の政策分野を対象とした「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」における環境分野（みどりのネットワークを形成する環境のまち）を実現するための計画です。

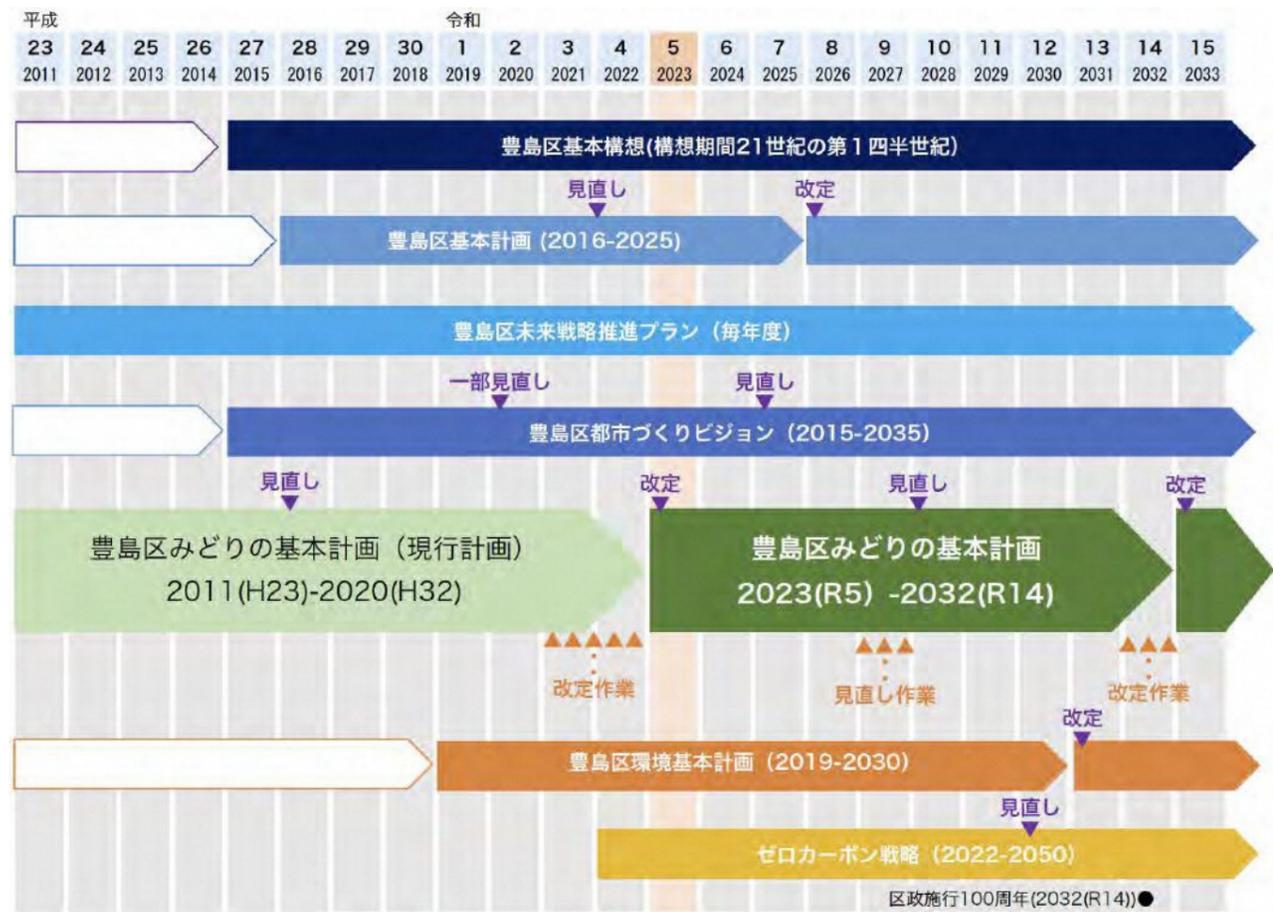
また、「豊島区基本計画」の実施計画である「豊島区未来戦略推進プラン」、目指すべき都市像を実現するための街づくりの基本方針である「豊島区都市づくりビジョン」と整合を図るとともに、環境保全に関する総合的計画である「豊島区環境基本計画」との連携を図ります。

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。目標の期間である令和14年度は、区政施行100周年の節目の年となります。

また、本計画をより実効性の高い計画とするために、事業の進捗状況、上位・関連計画の動向などを踏まえ、5年を目途に見直しを行います。そのために緑被率などの定期的調査を含め、区内の「みどり」の動向を継続的に把握していきます。

2

豊島区のみどりの課題



2-1 豊島区のみどりの課題 みどりを取り巻く課題

1 ネットワークとなるみどりづくり

都市環境の改善や生物多様性、防災性の向上など、みどりには様々な機能が求められています。個々のみどりの果たす機能には限界があり、庭先やベランダなどの身近なみどり、都市の骨格となる幹線道路の街路樹、学校、霊園など拠点となる大きなみどりが結ばれ、さらに豊島区内だけでなく隣接する区の公園などのみどりとも連続性が生まれることで、みどりの果たす機能がより発揮されていきます。

みどりのネットワークを構成する要素は、街路樹や河川沿いの並木のような帯状のみどりの他、点在する緑地や公園によるつながりも重要となります。そのため、従来通り幹線道路整備事業により街路樹によるネットワーク化を進めていくとともに、公共施設や建築計画等による新たな緑地を整備する際は、周辺のみどりとのつながりを考慮して、ネットワークを形成することが重要です。

さらに、みどりをつなげるだけでなく、生物の生息・生育空間を広げるためにみどりのネットワークを充実することが必要であり、また、**地域の歴史ある樹木や花を巡るルートづくりや、人々の滞在によりにぎわいを生むまちなかの快適な空間づくりなど、みどりに係わる人の繋がりを形成していくための人のネットワークの仕組みづくりを検討することが重要となります。**

2 みどりの効果を発揮するまちづくり

地球規模での気候変動への対応が求められている中で、ヒートアイランド現象、ゲリラ豪雨等の都市気象に関する問題などが、日常生活においても問題視されています。区内では、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）の場合、神田川沿いや山手通り沿いなどが浸水想定区域となっています【▶P104参照】。みどりを増やすことで、緑陰の形成や植物の蒸発散作用によって低温域が形成されるなどの熱環境の改善や、緑地による雨水の貯留浸透を増やすなどの効果が期待されます。

また、みどりは生物が生息・生育するための基盤

であり、みどりの基盤を増やすことが生物多様性の向上や都市に暮らす人々が生物と触れ合う機会をつくることにつながります。そして、生活に安らぎを感じるなどの情緒的効果や地域交流の場をつくる効果もあります。

さらに、豊島区は木造住宅密集地域（木密地域）が4割を占めており、木密地域では公園や街路樹などのみどりによる延焼防止対策が求められています【▶P103参照】。公園・緑地等のオープンスペースは災害時の防災拠点としても重要な役割を担っており、本区では令和2年に「としまみどりの防災公園」をオープンしました。引き続き地域の実情を考慮しながら、防災機能を備えた公園の整備や避難所指定の学校のみどりによる防災性の向上、周辺区との連携、不燃化事業との連携などのみどりによる防災性の向上を検討する必要があります。

このような都市や地域の課題と区民が求めることに対して、多様な効果を生み出すみどりを保全・創出していくことが重要です。

3 身近なみどりを広げ、ふれあう機会を増やす

近年の感染症の流行に伴い、私たちはこれまでの働き方や暮らし方の転換を経験し、テレワークなどの「新しい生活様式」の定着が進みました。今後も想定される局面に対して、**憩いとリフレッシュの場となり季節を感じる**ことができる、**居心地が良く歩きたくなるまちなか**や**身近なみどりの必要性**がますます高まっています。

「協働のまちづくりに関する区民意識調査」（令和3年7月実施）（以下、「区民意識調査」）では、街路樹や生垣など街を歩いていて緑が多いと感じる割合が4割を超え、6年前の調査に比べて2割も増加しており、街路樹や公園、私有地などの緑化の効果が見られます。一方で、多様な生きものが生息・生育できる環境づくりの現状の評価では、みどり・環境に関する生活環境の中で最も満足度が低くなっています。区民満足度を向上させるためには、日常生活の中でみどりや生きものとのふれあいや、**歩きながらみどりと親しむ**機会を増やしていくことが必要です。

身近なみどりは公園のみどりだけでなく、住宅地の庭木や生垣、道路の街路樹、学校等の施設の樹木、商店街のプランター緑化など、様々なみどりがあります。そのため身近なみどりを増やすための制度や支援、みどりに親しむための講習、次世代にみどりを育む大切さを伝える環境教育など、みどりを広げるための基盤づくりが重要です。**また、地面にみどりを植えて生物多様性や雨水浸透などの効果につながる土壌の確保も重要です。**

公共施設においても屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化手法を用いて、都市の中の新たな自然環境の創出や美しいみどりの景観づくりを率先して行い、豊島区独自の緑化環境を整備・維持管理していくことが必要です。

4 区民や多様な主体の協働によるみどりづくり

区内のみどりの多くは私有地にあり、良好なみどり環境を維持・拡充していくためには区民や事業者等との協働が不可欠です。私有地の屋上・接道緑化に対する支援と、開発や建築行為における緑化計画によるみどりの確保を積極的に進める必要があります。

また、まちづくりにおいては、コミュニティ形成が重要になってきており、公園や校庭芝生化等の地域のみどり資源の維持管理における住民参加の仕組みづくりや、地域の特性に合わせた公園の利活用と民間緑地の活動なども、区民・多様な主体との連携が重要となります。そのため、みどりが持つ環境形成の必要性を区民・事業者等に広く啓発活動を行い、地域でみどりを管理・保全する仕組みづくりや活動の担い手を育成していくことが必要です。

5 拠点となる歴史あるみどりの継承と新たなみどりの利活用

区内は大規模公園が少ない状況にあります。都市化が非常に進んでいる豊島区においては、新規のみどりの拠点となる大規模公園の整備を行っていくことは、財政上からも非常に困難です。そのため、区民要望、地域の実情等に基づき、公共施設の跡地の公園化などについて十分な検討を行い、計画的な公園整備を行う必要があります。

また、区内には学習院大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園などの古くから残るまとまった緑地が存在して

います。これらのみどりは都市環境の改善効果のほか、豊島区の地域性や歴史性を残す自然環境資源としても貴重なものであり、良好な状態で次世代へ引き継いでいく必要があります【▶P107参照】。

その他にも、池袋駅周辺4公園や再開発で生み出された緑地などのまとまったみどりを有する地区は、みどりを良好な景観をつくる新たな資源として**維持保全するとともに、公園を核にしたまちづくりを実現するまちに**にぎわいを広げる利活用が求められます。

6 誰もが利用でき、地域に愛され親しまれる公園にする

本区は小規模な公園が多いことが特徴となっています。そのような公園を有効に活用するために中小規模公園活用プロジェクトの取組を実施し、多世代が利用する地域の交流の場として成果をあげています。「区民意識調査」では、「近くに好きな公園がある」との回答が約5割にのぼることからも、区民が身近な公園を利用していることがうかがえます。一方で、公園の中には似たような公園が見られることや、利用が集中しているところと少ないところがあります。公園は地域にある貴重なみどりとオープンスペースであり、有効に活用されるために地域の中で特徴の個性化を図ることが求められます。また、分け隔てなく誰もが利用することができ、活発な活動の場となるように、地域のニーズを考慮した運営の仕組みが必要となります。

また、豊島区は通勤、通学者等の流入人口が多いことが特徴です。そのため、公園利用者は地域住民だけではなく多くの来訪者も利用している状況です。公園の維持管理では近隣住民を中心とした公園ボランティアによる清掃活動も行われている一方で、利用方法についての苦情も多くなっています。公園が迷惑施設とならないように、地域住民だけではなく事業者や学生など多くの意見を取り入れた利用マナーの検討や、多くの人が参加する維持管理活動を行うことが重要となります。

さらに、公園の管理・活用において、平成26年3月に策定した「豊島区公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に維持管理を行うとともに、地域団体との連携を推進し、地域コミュニティの拠点とすることが重要です。

2-2 豊島区のみどりの課題 改定の主な視点

1) 計画の目標について

現行の「みどりの量」に加え「みどりの質」を目標化

- ▶ 「緑被率」とともに「みどり率」（公園などのオープンスペースを加えた面積の率）を追加する
- ▶ 区民意識を考慮した「みどり・公園の満足度」を測る目標を設定する

2) みどりの将来像・ネットワークについて

グリーンインフラやウォークアブルなまちづくりなど、

みどりの多様な効果を高める将来像と

ネットワークを検討

- ▶ みどりの回廊・みどりの軸などを強化するとともに、公共施設・民有地の身近なみどりが充実することで、生物多様性、防災性、地域の魅力などが向上して人々とみどりとの関わりが活発になり交流とにぎわいを生む、グリーンインフラやウォークアブルなまちづくりの考え方を推進する将来像を検討する
- ▶ 隣接区との連続性（みどりの軸、風の道など）を考慮して、都市の熱環境改善などのみどりの効果を向上するネットワークを検討する

3) 計画方針・施策について

① 豊島区が目指すまちづくりを踏まえた計画

- ▶ 「国際アート・カルチャー都市」、「SDGs未来都市」として、公園とまちづくりが一層連携する方針・施策を策定する（池袋駅周辺4公園など）
- ▶ インクルーシブな考え方を取り入れた公園を整備または既存公園を改修する施策を検討する
- ▶ みどりによる市街地の熱環境の改善や冷暖房負荷の低減に寄与する方針・施策を検討する（「ゼロカーボンシティ」、「自然と都市の共生」など）
- ▶ 地域の個性や歴史あるみどりを大切に、四季の彩りを感じる美しい都市空間の形成を誘導する方針・施策を検討する
- ▶ SDGsの目標と関連づけ、みどりの計画方針が目指すことを鮮明にする

② 公園緑地などの「利活用」を工夫

- ▶ 身近な公園を地域の特性に応じて、子育て・地域コミュニティ・健康づくりの場として活用することを推進する施策を検討する（中小規模公園の活用など）
- ▶ 多様な主体が関わる公園の管理運営を一層進めるための方針・施策を策定する（都市公園の管理の方針、公募設置管理制度（Park-PFI）など）

③ 民間緑地の設置管理・活用の制度化を検討

- ▶ 民間主体が民有地を地域住民が利用する緑地として設置・管理運営する制度の導入を図る（市民緑地認定制度）

④ 協働の推進や担い手育成の仕組みを検討

- ▶ 地域のみどりに関わる担い手（区民・事業者・学生など）の参画を促す協働の仕組みと次世代の担い手を育成する施策を検討する
- ▶ 区民や来訪者の評価・ニーズを把握して反映する仕組みを強化する施策を検討する

3

みどりの将来像と 基本目標

3-1 みどりの将来像と基本目標 基本理念

豊島区の土地利用形態は、大きくは住宅地と、駅を中心とする商業業務地に分けられます。そこには、居住者、通勤・通学者、来訪者など多様なライフスタイルの人々が共存しており、多くの外国人も暮らしています。年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず、全ての人がいかに快適な生活を送れるかということが都市の中では重要です。

都市生活の快適性を確保するためには、都市が備えるべき最も基本的な機能としての安全・安心確保を第一とし、これに加えて、“ゆとり”や“うるおい”、“ふれあい”といった質の面を考慮する必要があります。

みどりは環境の質に大きく貢献します。木々や草花は四季折々の表情を見せ、生きものとのふれあいや人と人の交流とにぎわいの場となり、うるおいのある景観を形成し、生活環境にやすらぎをもたらします。また、みどりは、道路や建物の輻射熱を減らし、都市の気温を緩和したり、騒音をやわらげるなど多様な環境保全機能を持っています。

また、都市の中でみどりを増やしていくためには、都市形態、地域の特性、人とみどりの関係をよく理解した上で、みどりの空間を創出していくための施策が必要です。

こうしたことを前提に、以下のとおり計画の理念を定めます。

1 都市にふさわしい質の高いみどり

地球規模での環境問題や頻発する自然災害が大きくクローズアップされる中で、多様な樹木や水辺などに生息する生きものが暮らしていける自然環境や公園・緑地等のオープンスペースの大切さが強く認識されてきています。

しかし、豊島区のように人口高密度な市街地が形成された都市では、自然を限定的に捉えなければなりません。都市の緑地の大部分は、自然のままにまかせた空間ではなく、適正に管理された快適な場として存在しなければならないからです。そのため、深山や里山の自然とは異質なものとして捉える必要があります。

豊島区にふさわしい自然とは、人の立ち入りを拒むような自然ではなく、昔から人とともに生きてきた空間、人々が手を加え生活の場となっていた自然です。具体的には、家庭や事業所のみどり、身近な公園や緑地など生活に密着した「まちなかのみどり」が中心となります。それらにな 個々のみどりが良好に保たれ繋がることで、様々な機能を発揮する都市の環境を担うみどりとなることを目指します。



都市の骨格となるみどり



公園のみどり



住宅街のみどり

2 五感にうたえるみどりの空間

都市の中のみどりは、常に人との関わりの中で存在しています。人との接点があるからこそ、みどりの存在意義が高まります。

人とみどりが共存し、関わり合いが続いていくためには、その空間が快適でかつ楽しくなければなりません。この快適性や楽しさは、空間の構図、感触、香りなどの人が五感をとおして感じ取り、安らぎや季節を感じるなどの空間の雰囲気とともに、遊びや運動などでその場を利用し、自らの行動や共に活動する人と人との関係から生まれます。

みどりを増やすときに、全ての人の五感にうたえる様勾な工夫を凝らし、その空間がよく維持管理され、利用者のマナーも守られている、こうした状態で人々に親しまれ「居心地良く楽しい空間」の創出を目指します。



季節を感じるみどり



快適さと楽しさを感じるみどり



遊びや体験の場としてのみどり

3 自然と人間の共生

都市の自然を構成するみどりや水、そこを住みかとする多様な生物は、それを愛する人や息長く守り育てる人の存在があってこそ、後世へ伝えていくことができます。それには、人々が、みどりからうるおいやさまざまな恩恵を一方的に受けるだけでなく、雑草や落ち葉、虫の発生などを受け入れていかなければなりません。

そのため、多様な生物の生存を可能とするための土壌や水辺、みどりの環境などを守り育てる意識を区民が共有し、次世代を担う子どもたちにもどりの大切さを伝えるなど、生物やみどりなどの自然と人間の共生を目指します。



都市なかでの自然とのふれあい



子どもたちの環境講座

3-2 みどりの将来像

みどりの将来像と基本目標

みどりの将来像：

「みどりのネットワークを形成する環境のまち」

一人ひとりが庭先やベランダなどでみどりを増やし、都市の骨格となる幹線道路の街路樹や、学校、公園など拠点となる大きなみどりと結ばれることで、地域として広がり厚みのあるみどりや都市の環境を担うみどりづくりが実現します。

区民・事業者・区などが相互に連携を深めながら

みどりを増やすことで、点から線、線から面へとつながる「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の実現を目指します。

みどりがつながることで、緑陰や風の道のネットワーク、エコロジカルネットワーク、防災、レクリエーション、交流やにぎわいなど様々なつながりが形成されます。

本区のみどりのネットワークとは



デザイン制作中

以上の考えをもとに、豊島区が目指す「みどり」の将来像として、次の5項目を掲げます。

- 1 つながりが広がる**
庭先の身近なみどりから豊島区の骨格となるみどりまでつながりを持ち、人が安全で快適に生活でき、交流とにぎわいが広がるウォーカブルなまち
▶ みどりのつながりが広がっていく
- 2 まちが変わる**
日常生活空間でふれあえる身近なみどりが連なるまち
▶ 身近なみどりがまちを変えていく
- 3 みんなで楽しみ育む**
「みどり」のまちづくりをみんなで取組み、未来へつなぐまち
▶ みどりのある暮らしを楽しみ、みどりを育てていく
- 4 地域の庭になる**
寺社など古くから伝わる地域のみどりの拠点と、公園などのみどりの拠点がバランスよくあるまち
▶ みどり・公園を地域の庭として活用していく
- 5 みんなで支える**
区民・事業者・区などの協力のもとで、みどり・公園が美しく維持管理され、育てられているまち
▶ みどり・公園をみんなで支えていく

本区が目指すみどりの将来像の概念図



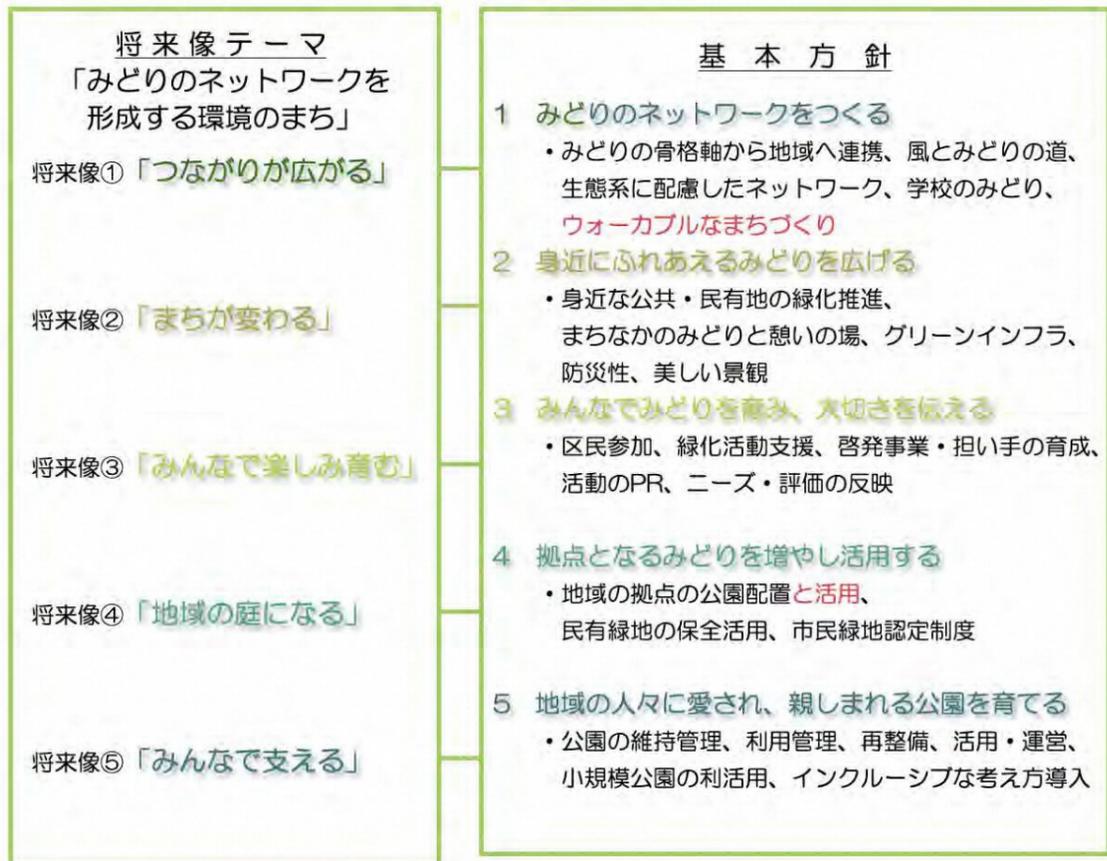
豊島区シンボルマーク
区の木「ソメイヨシノ」の花を形づくる曲線が、架け橋として、人と人のつながり、過去から未来へのつながりを表し、区民が誇れる「ふるさと豊島」の象徴となるような願いが込められている

3-3 みどりの将来像と基本目標 計画の体系

デザイン
制作中

- ### みどりを取り巻く課題
- ① ネットワークとなるみどりづくり
 - ② みどりの効果を発揮するまちづくり
 - ③ 身近なみどりを広げ、ふれあう機会を増やす
 - ④ 区民や多様な主体の協働によるみどりづくり
 - ⑤ 拠点となる歴史あるみどりと新たなみどりの維持保全
 - ⑥ 誰もが利用でき、地域に愛され親しまれる公園にする

- ### 基本理念
- ① 都市にふさわしい質の高いみどり
 - ② 五感にうったえるみどりの空間
 - ③ 自然と人間の共生



- ### 計画の目標
- 1) みどりの維持と向上のための目標
 - 2) 公園・緑地の拡大の目標
 - 3) 公共施設及び公共的空間の緑化の推進の目標
 - 4) 民有地の緑化の推進の目標
 - 5) みどりの質や利活用の目標

3-4 みどりの将来像と基本目標 計画の目標

①目標の達成状況

「豊島区みどりの基本計画」（平成23年3月・平成28年3月見直し）では、「みどりのネットワークを形成する環境のまち」の将来像を目指して10年間の計画

期間の中で達成すべき数値目標が設定されており、達成状況は以下のとおりとなっています。

目標達成状況（平成23(2011)年度→令和2(2020)年度）

| | |
|---------------------|-----------------------|
| ●緑被率（P20） | 目標13.0%→最新値13.2% |
| | 東京23区のうち19位 |
| ●緑視率（P22） | 緑視率25%以上の地点が5箇所増 |
| ●公園の整備面積（P22） | 目標24.5ha→最新値23.8ha |
| | 区民ひとりあたりの面積は23区中最下位 |
| | 区面積あたりの公園数は上位（23区中4位） |
| ●緑化基準を満たす公共施設数（P24） | 目標80%→最新値75% |
| ●幹線道路の街路樹の設置割合（P25） | 目標80%→最新値79% |

②目標の設定

目標としては、みどりの将来像や緑地の確保目標の水準を設定する総量目標（緑被率、公園面積など）と、**区民の生活にとって具体的にどのような改善がなされるかを表した成果目標（みどりの活動場所の数など）**

を設定します。みどりへの評価は量だけでなく、みどりの質や利活用に関する区民の満足度も重要であることから、新たな目標を設定します。

計画目標(概要)（目標年度：令和14(2032)年度）

| | |
|----------------------------|---|
| ●緑被率（P20） | 13.2%→目標値13.3% |
| ●緑視率（P22） | 緑視率25%以上の地点を増やす |
| ●公園の整備面積（P22） | 23.8ha→目標値25.4ha |
| ●緑化基準を満たす公共施設数（P24） | 75%→目標値86% |
| ●幹線道路の街路樹の設置割合（P25） | 79%→目標値87% |
| ●緑化計画による民有地の緑化誘導（P25） | |
| 〈新たな目標項目〉 | |
| ●みどり率（P21） | 14.1%→目標値14.3% |
| ●公園の再整備箇所数（P23） | 既存公園を適宜部分改修、及び全面改修（年間2公園以上 地域による植樹） |
| ●公共的空間の緑化（P24） | 民有地の公共的空間の緑化を推進する |
| ●「みどりの満足度」「公園の満足度」を設定（P26） | 満足度を増やす |
| ●みどりと関わり（P26） | みどりの活動場所・活動回数を増やす |
| ●みどりと景観との関わり（P28） | 区内の自然資源や生垣、芝生の日常的な手入れなどを通じた良好な景観の維持に努める |

1) みどりの維持と向上のための目標

新たな目標

1)―① 緑被率

平成9（1997）年度まで減少を続けた緑被率は以降増加傾向となり、令和元（2019）年度の調査では、区全体の緑被地の面積は172.1ha、緑被率は13.2%（※1）となっています。近年の増加の主な要因は既存樹木の生長に伴うもので、特に街路樹において、道路整備による街路樹整備、街路樹の生長によって面積が増加しました。また、学校等の施設の新設に伴う屋

上緑化の新規整備により、屋上緑化面積が増加しています。

大学や霊園などのまとまった緑を保全するとともに、都市計画道路の整備や、開発におけるオープンスペースの緑化、地区計画などの地域が一体となった緑化の推進により緑被率の向上を目指します。

※1 豊島区緑被現況調査報告書（令和2年3月）による。

目標

現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努めることで、緑被率を13.3%とします。



※令和3年度の緑被率13.2%は豊島区緑被現況調査報告書（令和2年3月）による。
※区面積の0.1%は13,010㎡。

1)―② みどり率

緑で覆われた部分だけでなく、オープンスペースの活用が豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

目標

現状の維持・保全を目標とし新たな緑化の創出に努め、みどり率を14.3%とします。



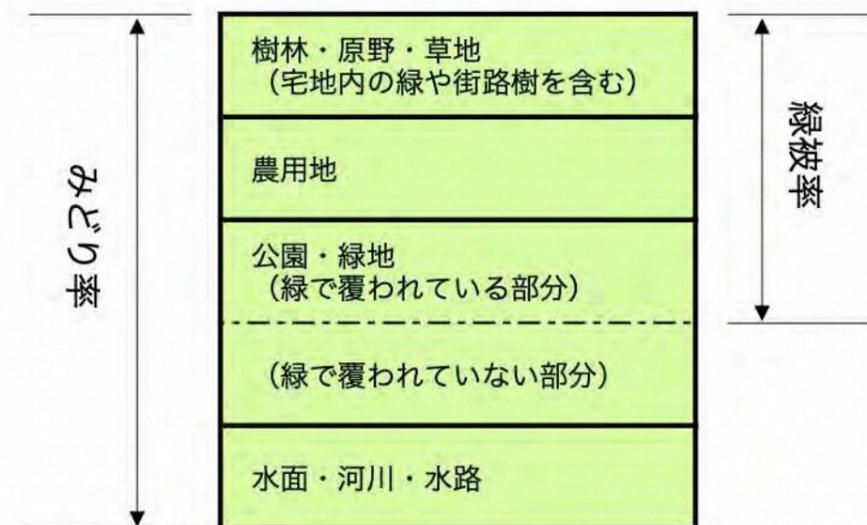
※令和3年度のみどり率14.1%は豊島区緑被現況調査みどり率調査報告書（令和3年3月）による。
※区面積の0.2%は26,020㎡。

緑被率の推移と目標



「みどり率」とは

「みどり率」とは、従来の「緑被率」に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合であり、東京都の緑化指標となっています。



みどり率と緑被率の関係
資料：「東京都が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）

1) ③ 緑視率

緑視率は身近に実感できるみどりの指標であり、まちの景観の印象につながります。

平成27（2015）年度の調査では、調査地点103箇所（※1）中16箇所が緑視率25%以上でしたが、令和元年度の調査では、103箇所中21箇所が緑視率

25%となり、緑視率25%以上の地点が5箇所増えています。

※1 令和元年調査より、前回調査時の状況と大きく変化した造幣局跡地4地点を除く



みどりを多く感じる、緑視率が25%以上の地点を増やします。

緑視率とは

「緑視率」とは、人の視野内に占めるみどりの量の割合をいいます。国土交通省の研究の結果では緑視率が25%を超えるとみどりが多いと感じはじめることがわかっています。



緑視率：10.6%



緑視率：26.7%



緑視率：48.5%

資料：豊島区緑被現況調査報告書（R2.3）

2) 公園・緑地の拡大の目標

2) ① 公園の整備面積

学校などの跡地を有効に活用するなど、整備面積の増加に努めます。小さな公園が多い豊島区の現状を踏まえ、小規模な公園と地域の拠点となる公園をバ

ランス良く配置し、身近な利用しやすい活動の場とします。



- 区政施行100周年の令和14（2032）年度までに公園整備面積を25.4haとします（期間内目標整備面積1.6ha）。
- 令和14（2032）年度までの計画期間内の目標値は1人あたり公園面積0.89㎡/人（想定人口28万4千人）とします。



※令和3年度の23.8haは豊島区都市公園等現況図（令和3年1月）による。
※目標値は前計画の令和14年度（区政100周年）の目標数値を引き継ぐものとする。

2) ② 公園の再整備箇所数

既存の公園について、利用者が満足して利用できるよう再整備を行っていきます。

木の植樹などによって地域の人々と共に公園づくりを行うことで、人とみどりが共に育つ、愛着のある場所に変わります。



- 公園面積の増加だけでなく、既存公園（164箇所）の安全で快適かつ地域のニーズをふまえた部分改修を適宜行います。また、公園の魅力向上を図る全面改修も行います。全面改修の再整備箇所数を目標とし、年間2公園以上を目指します。
- 公園の再整備時に地域の人による植樹を行います。



公園と隣接の区民ひろばをつなぐウッドデッキ整備（西巣鴨二丁目公園）

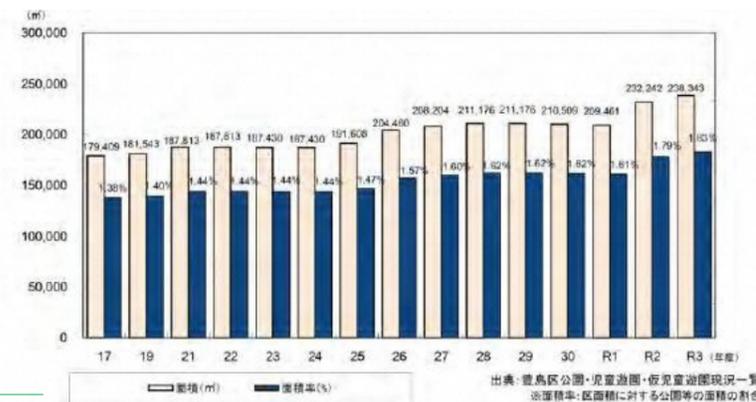


ワークショップにより地域のニーズを踏まえた憩いの場の整備（上り屋敷公園）

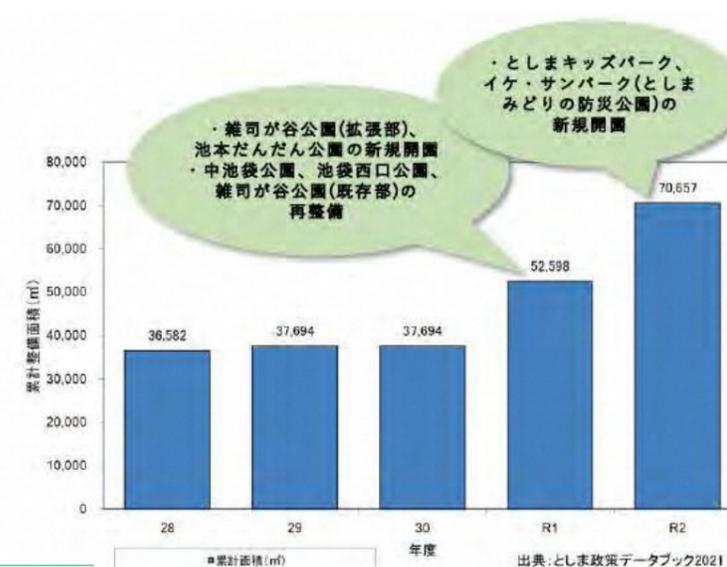
資料：豊島区HP

参考：豊島区の公園整備状況等の推移

公園等（児童遊園、仮児童遊園、庭園含む）の整備状況の推移



公園の新設・改修面積の推移



3) 公共施設及び公共的空間の緑化の推進の目標

3)―① 緑化基準を満たす公共施設数

令和3（2021）年度の公共施設の地上部の緑化状況は、約75%（116施設）が「豊島区みどりの条例」で定める緑化基準を満たしていますが、公共施設は地

域の緑化モデルとなる役割があることから、積極的に緑化に取り組めます。

目標

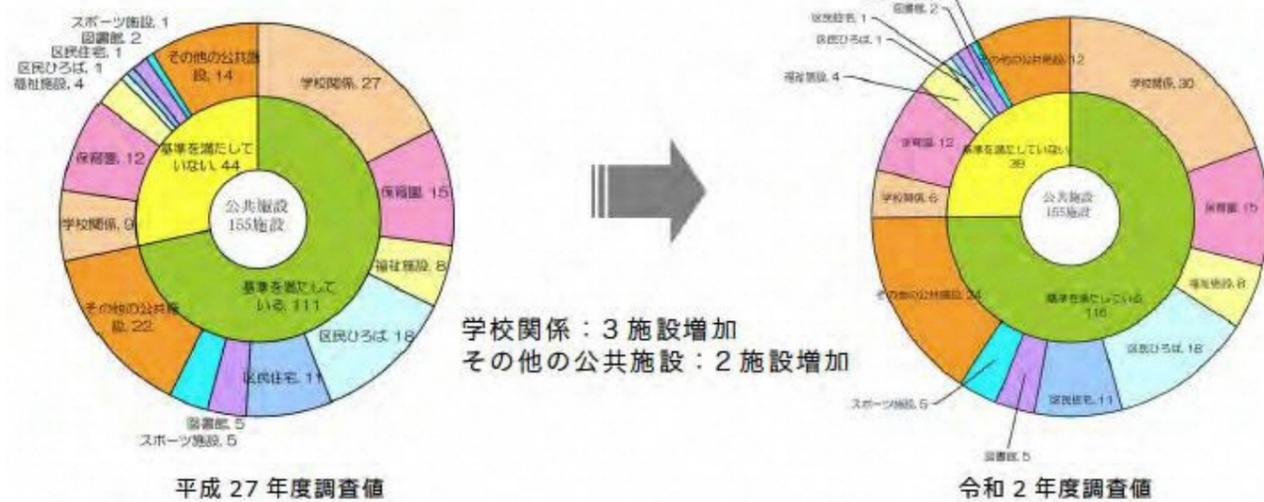
令和14年度には施設の安心・安全に配慮しつつ、86%（134施設：+18施設）以上の施設で緑化基準を満たします。



※令和3年度の75%は令和2年度末時点での調査値による。

公共施設の地上部緑化状況の推移

資料：豊島区



新たな目標

3)―② 公共的空間の緑化

市街地再開発事業などに伴って民間開発で整備される公開空地は、公共的空間として、都市にやすらぎや潤いを与える貴重な役割を担っています。公園や街路のみどりと民間の緑化空間がつながることで、質の

高い都市空間となります。街並みの再生と共に生まれる、区民などが使える新しいみどり空間の創出を積極的に推進します。推進とともに目指す指標について検討を進めます。

目標

民有地の公共的空間を、みどり豊かな美しい街並みとなる景観に配慮した緑化を推進します。

3)―③ 緑化基準を満たす公共施設数

道路の緑は、人にうらおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善や、美しい都市景観の創出、安全で円滑な交通に寄与し、災害時の火災などから人を守

る防災機能など、様々な役割があることから、積極的に街路樹整備に取り組めます。

目標

- みどりのネットワークの骨格軸となる幹線道路の街路樹整備を推進します。
- 街路樹が設置可能な道路における街路樹の設置割合を87%に増やします。



※街路樹のある区内道路総延長(幅員10m以上)34,383.30m。計画延長43,545.37m。
34,383.30/43,545.37=0.7895=79%



グリーン大通り

劇場通り

明治通り（千世登橋）

目白通り（目白小学校前）

資料：豊島区HP

4) 民有地の緑化の推進の目標

4)―① 緑化計画による民有地の緑化誘導

建築行為などを行う場合に、敷地面積と建ぺい率により一定の面積を緑化する他、既存樹木の保全や

道路沿いの緑化、屋上緑化などを行うことにより、効果的に緑を創出することができます。

目標

豊島区みどりの条例に基づく緑化計画により良好な緑化を誘導します。

5) みどりの質や利活用の目標

5)―① みどりの満足度・公園の満足度

緑の量を増やすだけでなく、みどりと関わる暮らしを誰もが楽しむことができ、みどりの豊かさを実感できる「みどりの質」の向上を目指すことが豊島区らしいみどりづくりにおいて重要となります。

そこで、みどりと公園などに関する区民の意識調査

の定期的な実施、及びwebによる区民アンケートなど、客観的なデータをストックするとともに、それをもとに新たな目標として、「みどりの満足度」「公園の満足度」を設定します。

新たな
目標

目標

- 身近なみどりに関する区民の満足度を測る指標として「みどりの満足度」を設定します。区民意識調査「街路樹・生垣など街を歩いていて緑が多いと感じる」（令和3年度調査値：42.9%）の割合を増やします。
- 公園の利用、活動に関する区民の満足度を測る指標として「公園の満足度」を設定します。区民意識調査「近くに好きな公園がある」（令和3年度調査値：49.5%）の割合を、10年後は60%以上を目安とします。
- 区民意識調査「公園が地域コミュニティの形成に役立っている」（※1）の割合を増やします。 ※1 令和4年度調査より 新たな設問

5)―② みどりとの関わり

みどりをみんなでつくり、育て、考える「みどりを楽しむ暮らし」を実践していくために、多様な主体が連携し、みどりを育てるための活動の継続、拡充、ならびに新たな取組を行うことが重要です。拠点となってい

る公園だけでなく、公園やまちかど広場などが区全域に渡ってみどりの活動場所となり、活動の機会を重ねていくことを目指します。

新たな
目標

目標 みどりの活動場所、活動回数を増やします。

本区では、以下のような区民や公民連携による主体的な活動が行われています。より活発で持続可能な活動となるために、団体での活動はもとより、個人でも気軽に参加できるしくみづくりが重要となります。

区民が主体となる活動

- 協定花壇（40団体 43箇所 活動回数 年約140回 令和3年現在）の拡充

公園などの公共的な場での緑地や花壇の管理を地域のグループで行う「豊島区公園等みどりの協定」を結び、地域のみどりを育て、守るための活動の場を増やします。10年後は50箇所以上を目安とします。

〈活動状況〉

- 区内の公園、児童遊園、緑道、歩道、遊歩道、駅周辺で活動



協定花壇（上池袋くすのぎ公園）



協定花壇（駒込二丁目児童遊園）



協定花壇（駒込小学校隣接遊歩道）

- 公園利用の活動（年216回 令和2年現在）の拡充
地元などがフリーマーケットや町会のお祭りなどで公園を利用する活動数を増やします。10年後は年350回以上を目安とします。



大学の地域実習において中小規模公園活用プロジェクト（井戸端かいぎ・パークトラック）を区と連携して行う様子
資料：豊島区

区内大学などの学生が取り組む活動

- 学生が参加して活動する公園の拡充
〈活動状況〉
- 中小規模公園活用プロジェクトなどへの学生の参加など



公民連携による活動

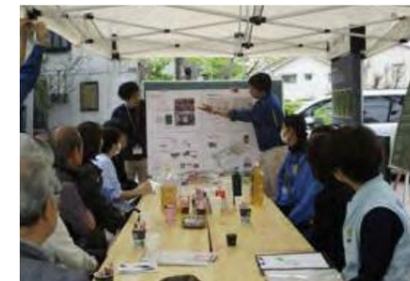
●中小規模公園活用プロジェクトの拡充

区内に点在する小さな公園をもっと過ごしやすく、楽しめる公園へ変えていくための取組を行っています。公園の特性と立地を活かし、身近にある小さな公園について区民と一緒に考え、地域コミュニティ

の場として活用することを拡充していきます。

〈R3年度活動状況〉

- 井戸端かいぎ（月1回）、パークトラック（年10回）、パークマルシェ等公園イベント（年数回）、おもちゃ倉庫（1基）、コミュニティガーデン（月1回）



「井戸端かいぎ」：地域住民との公園利用と再整備についてのワークショップ



西巢鴨二丁目公園でのワークショップによる施設の整備



上り屋敷公園でのモバイル遊具（自由に動かして遊ぶことのできる遊具）の試験的導入



パークトラック（ドリンクや菓子を提供、図書館の本や絵本を搭載など）の試験的導入



ワークショップによるデザイン、花植えを行った西巢鴨二丁目公園での花壇づくり



「井戸端かいぎ」から発展した有志の会と町会による「みずてっぼうおにごっこ」の様子

資料：豊島区HP